

今回指定を取消した粒子状物質減少装置の概要（酸化触媒）

別紙 2

平成 20 年 7 月 31 日現在

メーカー名	装置の名称及び型式等	装着対象となる自動車の範囲及び使用条件		問い合わせ先
日発販売 株式会社	粒子状物質減少装置 GPM-11 GPM-12 GPM-13 GPM-21 GPM-22 GPM-23 GPM-41 GPM-42 GPM-43	カテゴリー 2, 4	☆平成 6 年規制適合：主として都市内一般道路を走行する車両 日産ディーゼル工業製 GE13 型原動機搭載車 〈条例平成 15、17 年規制対応〉	日発販売 株式会社 オートパーツ営業部 〒135-0051 東京都江東区枝川 2-13-1 03-5690-3011
		カテゴリー 5	☆平成 10 年規制適合車：主として都市内一般道路を走行する車両 いすゞ自動車製 4HF1, 4HG1, 4HJ1, 6HL1, 6HH1, 8PE1, 10PE1, 6WG1, 8TD1 三菱自動車製及び三菱ふそうトラックバス製 4D33, 4M51, 6M61, 6M70 (184kw), 8DC11, 8M21 日産ディーゼル工業製 FD46, FE6, MD92, GE13, RF8, RG8, RH8, RH10, PF6 型原動機搭載車 〈条例平成 17 年規制対応〉	
	粒子状物質減少装置 GPM-11D GPM-12D GPM-13D GPM-31D GPM-32D GPM-33D GPM-41D GPM-42D GPM-43D	カテゴリー 2, 4	☆平成 6 年規制適合：主として都市内一般道路を走行する車両 三菱自動車製 4D33, 4D35, 4M51, 6D16 (170PS), 6D17, 6D24, 8DC9 (310PS), 8DC11, 8M20, 8M21, 10M20 日野自動車製 P11C (N130) 型原動機（過給機付き原動機は除く。）搭載車 〈条例平成 15、17 年規制対応〉	
		カテゴリー 2	☆平成 6 年規制適合：主として都市内一般道路を走行する車両 日野自動車製 J05C (145PS), J07C, J08C (200PS, 215PS), K13D, F21C いすゞ自動車製 4HF1, 4HG1, 4HJ1, 6HH1, 6WG1 (410PS, 450PS), 8PE1, 10PE1, 12PE1 型原動機（過給機付き原動機は除く。）搭載車 〈条例平成 15 年規制対応〉	
		カテゴリー 5	☆平成 10 年規制適合車：主として都市内一般道路を走行する車両 三菱自動車製及び三菱ふそうトラックバス製 4D33, 4M51, 6M61, 6M70 (184kw), 8DC11, 8M21 日野自動車 W04C (N121), S05C, S05D, J05C (N110), J07C (N125), J08C (N151, N162), F17D (320PS, N235), F21C いすゞ自動車製 4HF1, 4HG1, 4HJ1, 6HL1, 6HH1, 6WG1 (N302, N331), 6TE1, 8PE1, 8TD1, 10PE1 型原動機（過給機付き原動機は除く。）搭載車 〈条例平成 17 年規制対応〉	

※備考（全ページ共通）

- ・平成元年規制以前適合車とは車検証の型式欄に【K-、N-、P-、S-、U-、W-】の識別番号を持つ車両
- ・平成 6 年規制適合車とは車検証の型式欄に【KA-、KB-、KC-】の識別番号を持つ車両
- ・平成 10 年規制適合車とは車検証の型式欄に【KE-、KF-、KG-、KJ-、KK-、KL-】の識別番号を持つ車両
- ・〈条例平成 15 年規制対応〉とは平成 18 年 4 月 1 日の前日までの規制値に適合するもの
- ・〈条例平成 17 年規制対応〉とは平成 18 年 4 月 1 日からの規制値に適合するもの
「18 年 4 月 1 日からの規制は、埼玉県、東京都において実施（千葉県、神奈川県においては 15 年規制まで）」
- ・減少装置等の指定を受ける前に指定の申請中であることを表示しての販売等は禁止しています。